

長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しの検討趣旨について

地方自治法では、議員に対しては、議員報酬を支給しなければならず、議員としての身分が続く限り、議員報酬は支給されることになっている。

令和3年、東京都議会で長期間欠席した議員に議員報酬等が支払われていたことが問題化し、東京都議会は、令和4年3月、欠席期間の報酬等は支給しないよう「東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正し、同年4月1日から施行した。

こうした長期欠席議員に対し、報酬等を減額する措置を講じている議会は、東京都議会以外にも、すでにいくつかの議会で見られるところである。

そこで、本県議会においても、こうした事態に備え、長期欠席議員への報酬等の支給の見直しについて、議会改革検討会議において検討するものである。